

愛媛県教育委員会12月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成18年12月13日（水）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 長谷川 寿

指導部長 平岡長治

文化スポーツ部長 中川敬三

教育総務課長 横田 潔

生涯学習課長 西岡真人

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 丹下敬治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 和田典夫

文化財保護課長 濱田健介

保健スポーツ課長 今井裕一

義務教育課指導主事 辻井芽美子

6 会議の概要

(1) 開会

委員長 午前10時00分開会を宣する。

(2) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 議案第58号県立学校長の人事について、議案第59号県立学校教員の懲戒処分について、議案第60号未履修問題に係る県立学校長の処分について、議案第61号未履修問題に係る教育長の処分について、議案第62号未履修問題に係る事務局職員の処分について、その他の協議事項の平成19年秋の叙勲について、平成19年度子どもの読書活動優秀実践図書館・団体文部科学大臣表彰について及び平成19年度読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰については人事案件であり、非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議す

る。

全委員 異議ない旨答える。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成18年12月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成18年12月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

フィンランドの創意ある教育活動研修結果報告

義務教育課長 団長として研修に参加した指導主事から報告させる旨述べる。

辻井指導主事 9月28日から10月13日までの16日間、県内の24名の教員が、フィンランドの創意ある教育活動について研修した内容について概要を報告する。

委員長 1学級の人数について質問する。

辻井指導主事 多くても25名～26名程度である旨、及び児童生徒が多数集まる学校には、より多くの人件費が配当され、より多くの教員を雇うことができることから1学級当たりの児童生徒数をより少なくすることができるため、校長は特色ある学校づくりに尽力している旨説明する。

教育長 給食の実施状況について質問する。

辻井指導主事 温かい給食を行うことが法律で定められており、全学校において自校式で実施されている旨説明する。

星川委員 進学・受験の状況について質問する。

辻井指導主事 塾に通う習慣はないが、卒業時に共通テストの成績と各大学や高校が実施する試験の結果により進学が決まる旨説明する。

教育次長 教員の人事異動の状況について質問する。

辻井指導主事 各学校に雇用されるので、人事異動はない旨説明する。

和田委員 教員の解雇をする場合も校長が行うこととなるのかどうかについて質問する。

辻井指導主事 生徒や保護者が校長に相談し、校長が自治体の同意を得て解雇するが、能力の高い教員が多いのであまり例がない旨説明する。

山口委員 いじめ問題等の状況について質問する。

辻井指導主事 人口密度が低いことや家庭での指導もあってか、児童生徒は落ち着いている旨、及びスウェーデンではいじめ対策チームが設置されていると聞いている旨説明する。

和田委員 校長の採用の方法について質問する。

辻井指導主事 校長の採用は自治体が行っており、大学の校長養成課程で資格を取った者を採用する場合と教員から校長になる場合があるが、教員から校長になる場合は、その際にあらかじめ大学の校長養成課程で

資格を取る必要がある旨説明する。

委員長 教員全体に対する評価について質問する。

辻井指導主事 保護者や児童生徒達の声から、教員に対する信頼が厚い状況であると感じた旨説明する。

(4) その他

○平成19年4月1日付教職員人事異動について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 平成19年4月1日付教職員人事異動について、その適正を期すため定める基準案について説明をする。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 以後の会議を非公開とする旨宣する。

(5) 議 事

議案審議

委員長 議案第58号を上程する。

○議案第58号 県立学校長の人事について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 平成19年1月1日付県立学校長の人事異動について、原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第59号を上程する。

○議案第59号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 窃盗を行った県立学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 当該教員については、生徒が頼りにしている先生と評価する保護者もあり、残念がっていた旨述べる。

教育長 部活動の指導のことで悩んでおり、事件を起こした時も色々なことを考えて集中力が散漫になった状態でレジを通さずに店外に出たようである旨及びまだ若いので再チャレンジする機会を与えたい旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第60号を上程する。

○議案第60号 未履修問題に係る県立学校長の処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 県立高等学校における必履修教科・科目の未履修及び新居浜東高等学校の調査書誤記載の責任により、校長を処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 他県の処分状況について質問する。

教育次長 今回の未履修問題については佐賀県だけが処分済みであるが、平成13年に兵庫県及び広島県において事例がある旨説明する。

委員長 処分の対象とした校長の範囲について質問する。

教育次長 退職した校長は処分対象としていないが、未履修が行われた過去まで遡って処分対象とした旨説明する。

教育長 報告がされた時期により処分の軽重は考慮していない旨説明する。また、本件は悪意をもって行ったものではなく、職務怠慢によるものでもないことから、直接の行為者である教員については不問としたが、校長は最高責任者として生徒に負担をかけたということについて、責任を負わざるを得ないと考えた旨説明する。

委員長 未履修のあった高校には4月から赴任したばかりの校長も2年目以降の校長もあり、また、報告がされた時期も学校によって異なっている状況であるので、同等の処分とすべきかどうか悩ましい問題である旨述べる。

教育次長 報告の遅れについては、他県では意図的に隠蔽しようとした案件について一等重い処分をした例もあるが、本県においては、報告が遅くなった高校は、調査に時間を要したためであり、意図的に隠蔽したとは判断しておらず、報告の時期を処分の軽重の判断基準とはしていない旨説明する。

教育長 4月に赴任したばかりの校長と2年目以降の校長とでは処分の軽重に差を設けるべきではないかとの声もあるが、生徒に負担を掛けたことは同等であり、4月に赴任した後にカリキュラムを変更することも可能であったことを考えると同じに扱うべきであると判断した旨説明する。

砂田委員 個々に見れば、校長によって情状に差があるかも知れないが、未履修問題における学校運営の状況、管理能力、監督責任といった観点で見たら、一本の線で処分を考えるのが妥当である旨意見を述べる。

委員長 口頭訓告とした学校の理由について質問する。

高校教育課長 川之江高等学校については、現2年生に未履修があり、今後の通常の履修で対応可能であることから生徒に負担を掛けていない

ことにより、また、新居浜東高等学校については、未履修ではないが、調査書の誤記載に関して虚偽の説明を行うなど、生徒や保護者に無用の混乱を招いたことにより、口頭訓告とした旨説明する。

砂田委員 各校長には悪意がある訳でなく、生徒のためになんとかしたいとの努力の結果でもあり、結果的に甘かったと十分反省し、保護者に向かって説明もしていることから、処分という形ではなく、機会をとらえて注意を喚起するなどの方法も考えられ、先に処分有りきとする風潮には違和感を覚える。しかしながら、ルールは守る必要があり、本件については全国的にも大きな問題となっている現状を鑑みると、校長の管理監督を問う意味で処分案もやむを得ないと考える旨述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 原案を承認する旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 教育長、指導部長及び高校教育課長の退席を求める。

教育長、指導部長及び高校教育課長退席する。

委員長 議案第61号及び議案第62号を上程する。

○議案第61号 未履修問題に係る教育長の処分について

○議案第62号 未履修問題に係る事務局職員の処分について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 県立高等学校で発覚した必履修教科・科目の未履修に関する監督責任により教育長を懲戒処分とし、並びに指導部長及び高校教育課長を文書訓告処分とする原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 本来の形は、教育課程の編成権がある学校関係者の責任の方が重いとするべきかも知れないが、社会全体に県教委の責任を重く考える風潮があるのは事実である旨述べる。

星川委員 そのような風潮に流されるようなことがあるのであれば残念なことであり、学校関係者より管理監督者である県教委関係者の処分が重いのは疑問である旨述べる。

教育総務課長 学校においても、直接的な行為者は教員であるが、最終的に単位を認定したり卒業を認定する立場にある校長に監督責任を負わせて処分することから、教育委員会においても監督責任の最高責任者の責任を重く考えた旨説明する。

砂田委員 校長を処分する議案審議の時でも述べたように、先に処分有りきとする風潮には違和感を覚えており、事務局職員についても処分する必要があるのかどうか疑問を払拭しきれないが、管理責任により校長を処分したことを勘案すれば、やむを得ないと考える旨意見を述べる。

教育次長 本県は未履修の状況が全国でも多い状況にあることから、

組織を預かっている者の責任の重大さに鑑み、教育長を被処分者の中で最も重い戒告処分とする原案とした旨、及び教育長が最高責任者として責任をとり、今後信頼回復に努めたい旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 諸般の状況を勘案するとやむを得ない考える旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 退席者の着席を求める。

教育長、指導部長及び高校教育課長着席する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(6) その他

○平成19年秋の叙勲について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成19年秋の叙勲の候補者について、教育功労6名及び学校保健功労1名の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成19年度子どもの読書活動優秀実践図書館・団体文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成19年度子どもの読書活動優秀実践図書館・団体文部科学大臣表彰の被表彰候補図書館（1図書館）及び被表彰候補団体（1団体）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成19年度読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 平成19年度読書活動優秀実践校の被表彰候補校3校の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(7) 閉 会

委員長 午前12時10分閉会を宣する。